

○山陽小野田市水道事業給水条例施行規程

平成17年3月22日

水道事業管理規程第24号

改正 平成22年9月22日水管規程第15号

平成23年3月7日水管規程第1号

平成25年3月22日水管規程第1号

平成27年3月30日水管規程第10号

平成29年5月9日水管規程第6号

令和2年1月14日水管規程第1号

令和5年9月4日水管規程第15号

令和6年4月1日水管規程第2号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の構造及び材質（第3条—第10条）

第3章 給水装置の工事及び費用（第11条—第18条）

第4章 給水（第19条—第30条）

第5章 水道料金の算定及び徴収（第31条—第44条）

第6章 管理（第45条—第48条）

第7章 貯水槽水道（第49条）

第8章 補則（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、山陽小野田市水道事業給水条例（平成17年山陽小野田市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（私設消火栓）

第2条 配水管に準ずる性質を有する給水管上に設けられた私設消火栓で、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めたものは、その

使用については、公設の消火栓として扱う。

第2章 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構成及び附属用具)

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓及びメーターをもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置には、止水栓ボックス、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

(受水槽の設置)

第4条 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時的に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水槽を設置しなければならない。

(給水装置の使用材料)

第5条 管理者は、条例第6条第2項に定める設計審査又はしゅん工検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管の口径)

第6条 給水管の口径は、その使用目的による所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第7条 給水管の埋設の深さは、道路内は、道路管理者の指示によるものとし、宅地内（私道を含む。）は、荷重、凍結等を考慮して30センチメートル以上としなければならない。

(メーターの位置)

第8条 メーターを設置する位置等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 宅地内で配水管に近い位置に設置すること。

- (2) 屋外に設置し、盗難予防上適当な位置を選定すること。
- (3) 点検に支障を及ぼすような場所は避けること。
- (4) 常に乾燥し、損傷の危険のない場所に水平に設置すること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者が特にその必要を認めるときは、屋内に設置することができる。

(危険防止の措置)

第9条 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

2 汚染のおそれのあるものに給水する給水装置にあつては、その給水装置に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結してはならない。

(給水管防護の措置)

第10条 水路等を横断して給水管を配管するときは、その下に配管しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 凍結のおそれのある場所に給水管を配管するときは、露出隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水の方式)

第11条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 直結直圧方式又は直結増圧方式により直接給水するもの
- (2) 受水槽方式 水道水を一旦受水槽で受け給水するもの

(3) 直結・受水槽併用方式 一つの建物で直結方式と受水槽方式を併用して給水するもの

2 前項各号に掲げる方式は、給水装置ごとに使用水量、水の使用箇所、水圧等を勘案し管理者が定める。

(給水装置の新設等の申込み)

第12条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕、見込、廃止及び一部撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、給水装置工事申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その一部を省くことができる。

(1) 付近の見取図及び使用材料（様式第2号）

(2) 申請配管図（平面図、メーター設置詳細図）（様式第3号）

(3) 申請配管図（立面図）（様式第4号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類
(工事の設計範囲)

第13条 前条第2項に掲げる設計図書に記入すべき工事の設計範囲は、次に定めるとおりとする。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽への給水口まで

2 前項第2号に該当する場合においては、受水槽以下の設計図を併せて提出しなければならない。

(利害関係人の承諾書等の提出)

第14条 工事申請者は、条例第5条第2項の規定により、利害関係人の承諾書の提出を求められた（給水装置工事申請書の所定の欄に利害関係人の承諾がある場合を除く。）ときは、それぞれ次に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置の所有者の承諾書（様式第21号、様式第21号の2）

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、当該土地の所有者の承諾書（様式第22号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由があるときは、利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書
（設計変更等の届出）

第15条 工事の承認を受けた者は、その設計を変更し、又は当該工事を取りやめようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により当該工事を取りやめようとする場合においては、給水装置工事申請取下願（様式第23号）により届け出なければならない。
（分岐引用者への通知）

第16条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、分岐引用者に通知しなければならない。
（工事費の算出基礎）

第17条 条例第8条第1項の規定による工事費の算出基礎は、次に定めるところによる。

- (1) 材料費 管理者の定める材料単価表
- (2) 運搬費 管理者の定める運搬費計算表
- (3) 労力費 管理者の定める工種別歩掛及び賃金表
- (4) 道路復旧費 道路管理者の定める道路復旧工事単価表
- (5) 工事監督費 管理者の定める監督費算出基準表
- (6) 間接経費 管理者の定める間接経費算出基準表

2 前項の規定にかかわらず、配水管に準ずる性質を有する給水管の布設工事費の算出基礎は、配水管布設工事費の算出基礎に準ずることができる。
（工事しゅん工検査）

第18条 条例第6条第2項の規定により、工事のしゅん工検査を受けようとするときは、給水装置工事しゅん工検査申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて工事完了後速やかに、管理者に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 給水装置完成配管図（平面図、メーター設置詳細図）（様式第5号）

(2) 給水装置完成配管図（立面図）（様式第6号）

2 管理者は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合は、給水装置しゅん工検査成績表（様式第24号）に基づき、しゅん工検査を行わなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前項の検査の結果手直しを指示されたときは、直ちに手直しを行い、あらためて管理者の検査を受けなければならない。

第4章 給水

（給水の用途区分）

第19条 条例第4条第2項に基づく用途区分は次のとおりとする。

- (1) 一般用 次号及び第3号以外に使用するもの
- (2) 臨時用 工事その他に一時的に使用するもの
- (3) 船舶用 船舶用に使用するもの

2 前項に定める用途区分の適用は、管理者が認定する。

（給水等の申込み）

第20条 条例第13条、第18条及び第24条の規定において次に該当するときは、所定の書類により申し込み、又は届け出なければならない。

- (1) 水道の使用に関する申込み又は届出をするときは、給水届出書（様式第7号又は様式第8号）
- (2) 用途を変更するときは、給水届出書（様式第7号）

2 条例第29条第2項第2号の規定による給水の申込みをする場合の一定の水道使用量とは、次に該当するものをいう。

- (1) 1日平均使用水量が、1,000立方メートルを超えるもの
- (2) 1日平均使用水量が、過去1年間の1日平均使用水量の2倍を超えるもの

（給水の承継）

第21条 条例第13条の規定による申込みをしないで水道を使用している者は、前使用者に引き続いて使用しているものとみなして水道料金を徴収する。

2 前項の規定に該当する使用者は、直ちに条例第13条の規定による申込みをしなければならない。

(給水装置の代理人の届出)

第22条 条例第14条に規定する代理人を定め、又は変更したときは、給水装置代理人(変更)届(様式第9号)により届け出なければならない。

(管理人の届出)

第23条 条例第15条に規定する管理人を選定し、又は変更したときは、給水装置管理人(変更)届(様式第10号)により届け出なければならない。

(給水装置の所有権移転の届出)

第24条 条例第24条第2項第2号に規定する給水装置の所有権移転をするときは、給水装置所有権移転届(様式第11号)により届け出なければならない。

2 売買、譲渡又は相続により給水装置の所有権が移転し、その届出がない場合には、所有権移転の日に、買主、譲受人又は相続人は給水開始を、売主、譲渡人又は被相続人は給水中止を届出したものとみなす。

(消火栓の使用の届出)

第25条 条例第25条第1項及び第3項の規定に該当するときは、消火栓使用届(様式第12号)により届け出なければならない。

2 消防演習のために消火栓を使用するときの消火栓の開栓時間は、1回につき20分以内とする。

(消火栓使用の立会い)

第26条 条例第25条第2項に規定する消防演習に立会いした職員は、速やかに管理者にその状況を報告しなければならない。

(メーターの管理及び取扱い)

第27条 条例第23条第1項の規定により、水道使用者は、メーターの設置場所を常に清潔にし、その設置場所にメーターの点検、修理、取替え等に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 水道使用者が、次のいずれかに該当するときは、メーターを撤去するものとする。

- (1) 給水廃止又は事実上給水廃止の状態になったとき。
- (2) 条例第40条の規定により給水の停止処分を受けたとき。

- (3) 条例第23条第2項の規定による損害額を賠償しないとき。
- (4) 前各号に定める場合のほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(メーターの修理及び取替)

第28条 条例第22条第1項ただし書の規定により使用するメーターについて、異状が認められたとき、又は計量法（平成4年法律第51号）に規定するメーター検定の有効期間が満了となるときは、水道使用者等は、速やかに修理又は取替えをしなければならない。

2 前項において必要な費用は、水道使用者等の負担とする。

(修繕工事を無料とする範囲)

第29条 条例第26条第2項ただし書の規定により、局においてその費用を負担することのできる範囲は、管理者が別に定める。

(給水装置及び水質の検査)

第30条 条例第27条に規定する検査の請求をするときは、検査請求書（様式第13号）により申請しなければならない。

2 前項の規定により検査を行ったときは、その結果を検査結果通知書（様式第14号）により通知する。

第5章 水道料金の算定及び徴収

(中高層住宅の水道料金計算)

第31条 中高層住宅で、受水槽以下の装置が、次の各号に定める条件に適合している場合の水道料金計算は、使用者ごとに専用給水装置の水道料金を適用して計算することができる。

- (1) 受水槽以下の装置が、山陽小野田市水道局遠隔指示水道メーター設置基準に適合していること。
- (2) 前号の水道使用者等が、山陽小野田市水道局中高層住宅の点検等に関する取扱要綱に適合していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める条件に適合していること。

2 前項に定める装置によらず給水装置を連合使用する場合の水道料金計算は、次の各号に掲げる方法により計算することができる。この場合の取扱基準は

別に定める。

(1) 基本料金は、使用世帯数に条例第29条第1項に定める基本料金を乗じて得た額

(2) 従量料金は、各世帯の使用水量を均等として条例第29条第1項に定める従量料金により計算した合計額

3 前項の適用を受けようとする者は、連用給水装置使用届（様式第15号）を提出しなければならない。届出事項に変更があったときも、同様とする。

4 第2項において、中途使用水量があったとしても、2か月の使用水量が計算されたものとみなし、水道料金を計算する。

5 第1項の規定にかかわらず、管理者が特に認めた住宅については、使用者ごとに水道料金を計算することができる。

（水道料金計算における1か月）

第32条 水道料金計算における1か月とは、条例第30条に規定された隔月定例日の翌日から次の隔月定例日までを2分したものをいう。

2 条例第32条の月の中途とは、前項に規定した1か月を基準に計算するものとする。

（使用水量の通知）

第33条 条例第30条の規定によりメーターを点検し、使用水量を計量したときは、使用水量を使用水量通知書により水道の使用者又は管理人に通知する。

2 水道の使用者又は管理人は、前項の使用水量通知書の記載事項に疑義があるときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 水道の使用者又は管理人は、第1項の点検に立ち会わなかったことを理由にして、使用水量について異議を申し立てることはできない。

4 第1項の規定にかかわらず、水道の使用者又は管理人から適格請求書（インボイス）に対応した使用水量通知書の発行を求められたときは、使用水量通知書（インボイス対応用）（様式第15の2号）により通知を行うことができる。

（使用水量の認定基準）

第34条 条例第31条に規定する使用水量の認定は、当該使用者の使用実績及び使用状態その他を考慮して、おおむね次の基準により行う。

(1) 前2期分の使用実績の平均水量又は前期分の使用実績水量のいずれか多い水量

(2) 前年同期の使用実績水量

(3) 年間使用実績の月平均水量

(4) 臨時点検に基づく使用水量

(水道料金の徴収方法)

第35条 条例第29条に規定する水道料金は、毎年度を6期に分けて徴収し、当該年度の最初に徴収するものを第1期分といい、以下順次第2期分、第3期分、第4期分、第5期分及び第6期分という。ただし、1期は、2か月とする。

2 各期分の水道料金は、当該各期の次の期の月の1日から末日までに徴収する。ただし、水道の使用を廃止し、又は中止したときは、その都度徴収する。

3 条例第29条第2項第1号に規定する消防演習の水道料金は、水道を使用した日の属する月の次の月の1日から末日までに徴収する。

4 条例第29条第2項第2号に規定する水道料金の徴収方法は、当該水道使用者との契約により定める。

(水道料金の調整)

第36条 水道料金の納入後、その料金について誤りを発見したときは、納入者の同意を得て次回において調整することができる。

(納入通知書の発行単位)

第37条 条例第29条に規定する水道料金については、メーターごとに、納入通知書1通を水道の使用者に発行する。

2 給水装置の連合使用又は共用する者の水道料金については、メーターごとに、納入通知書1通を管理人に発行することとし、管理人は、当該給水装置の水道の使用者から水道料金を徴収し、これを一括して納付しなければならない。

3 複数の給水装置を使用している同一の水道の使用者の水道料金については、

当該水道の利用者からの申し出があれば、発行日が同日であるものに限って、複数の納入通知書を1通にとりまとめて発行することができる。

(隔月定例日を変更したときの使用水量)

第38条 条例第30条第1項ただし書の規定により、隔月定例日以外の日にメーターの点検を行ったときは、その示す使用水量を隔月定例日の使用水量として計算する。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、その示す使用水量により日割計算して隔月定例日の使用水量を定める。

(使用水量の端数計算)

第39条 条例第30条第1項の規定による使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、当該1立方メートル未満の端数は次回の期分使用水量に繰り越して計算する。

2 条例第32条第3項の規定による使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、当該1立方メートル未満の端数は、切り捨てて使用水量を計算する。

(工事費の徴収方法)

第40条 条例第26条第2項の規定により管理者が施行する給水装置の工事の工事費は、その都度徴収する。

(納入通知書)

第41条 水道料金、加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収するときの納入通知書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 水道料金を徴収するとき(様式第16号又は様式第17号)
- (2) 水道料金を口座振替により徴収するとき(様式第18号)
- (3) 加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収するとき(様式第17号)

(領収書又は口座振替済通知書)

第42条 水道料金、加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収したときの領収書又は口座振替済通知書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 水道料金を徴収したとき(様式第16号又は様式第17号)

(2) 水道料金を口座振替により徴収したとき（様式第19号）

(3) 加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収したとき（様式第17号）

（領収書又は口座振替済通知書の再発行の禁止）

第43条 前条の規定に基づく領収書又は口座振替済通知書は、いかなる場合においても再発行しないものとする。

（加入金又は手数料の減免申請）

第44条 条例第37条の規定による加入金又は手数料の減免を受けようとする者は、加入金・手数料減免申請書（様式第20号）により申請しなければならない。

第6章 管理

（給水装置の検査）

第45条 条例第38条に規定する検査は、職員をして、日の出後、日没前に限り、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、又は人の住居に使用する建物若しくは閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

（身分証明書の携帯）

第46条 職員がメーターの点検若しくは集金又は前条に定める検査その他に従事するときは、山陽小野田市水道局職員身分証明書規程（平成17年山陽小野田市水道事業管理規程第12号）による証明書を携帯しなければならない。

2 前項の身分証明書は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（給水の停止等）

第47条 管理者は、水道の利用者が水道の使用をやめたと認められるときは、その理由の継続する間その給水を停止し、又は廃止することができる。

（切離し費用）

第48条 条例第41条第3項ただし書に規定する管理者が別に定める場合と

は、次に掲げるものとする。

- (1) 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者（以下「所有者等」という。）が確認できないとき。
- (2) 所有者等が所在不明のとき。
- (3) 前各号に定める場合のほか、管理者が特に必要と認めたとき。

第7章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主点検）

第49条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異状を認めたときは、水質基準に関する厚生省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第8章 補則

（雑則）

第50条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の小野田市水道給水条例施行規程（昭和51年小野田市水道事業管理規程第10号）又は山陽町水道事業給水条例施行規程（昭和62年山陽町水道事業管理規程第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年9月22日水管規程第15号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日水管規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日水管規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日水管規程第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月9日水管規程第6号）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の山陽小野田市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された様式第16号は、この規程の施行の日以後においても、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月14日水管規程第1号）

この規程は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和5年9月4日水管規程第15号）

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の山陽小野田市水道事業給水条例施行規程の規定は、令和5年9月30日から適用する。

(経過措置)

3 改正前の山陽小野田市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された様式第16号から第19号は、この規程の施行の日以後においても、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

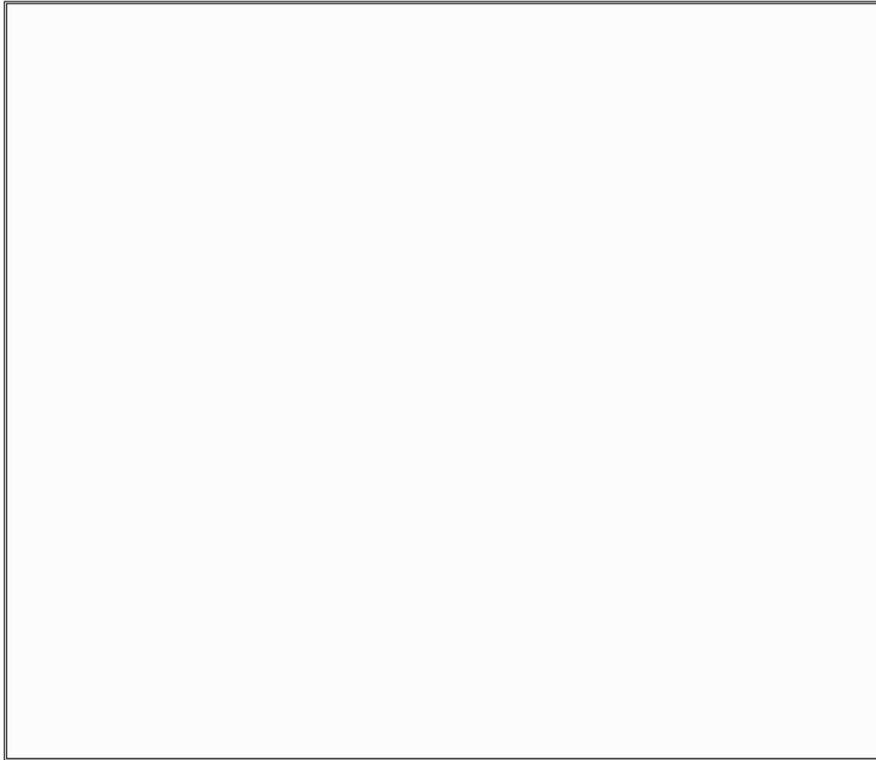
(経過措置)

2 この規程の施行日の前日までに、この規程による改正前の山陽小野田市給水条例施行規程の規定に基づき使用されている様式は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

給 水 装 置 工 事 申 請 書											
申請年月日 年 月 日			受付印		番 号		水 検 番 号			第 号	
受付番号 第 号					号		使 用 者 番 号		第 号		
給水種類 <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 連用 <input type="checkbox"/> 共用 <input type="checkbox"/> 私設消火栓					メ ー タ ー		出 庫 日 令和 年 月 日		口 径・個 数 φ mm× 個 φ mm× 個 φ mm× 個		出庫者印
工事種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 見込 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 一部撤去					着 工 予 定 日		年 月 日				
給水方式 <input type="checkbox"/> 直結直圧 <input type="checkbox"/> 直結増圧 <input type="checkbox"/> 受水槽					しゅん工予定日		年 月 日				
受 水 槽 計 量 方 式 <input type="checkbox"/> 各戸 <input type="checkbox"/> 一括					特記事項 ① ②						
工 事 場 所 山陽小野田市 (自治会名) (自治会)			年 月 日		支管分岐 承 諾		承諾者 (水検番号) 住 所 氏 名 印				
山陽小野田市水道事業管理者 あて 給水装置工事申請者 (給水装置所有者) 住 所 フリガナ 氏 名					土地 承 諾		承諾者 住 所 氏 名 印				
電 話 このたび、上記工事場所に給水装置工事を申請いたします。 なお、工事申請にあたり、第三者からの異議の申し立てを受け たときは、この給水装置の所有者として私方で責任をもって解決 します。 また、この申請にあたっては、下記の指定給水装置工事業者に 委任いたします。					家屋所有 者 承 諾		承諾者 住 所 氏 名 印				
指定給水装置工事業者 事業者証番号 (号) 住 所 氏 名					その他 利 害 関 係 承 諾 添 付 書		<input type="checkbox"/> 土地使用承諾書 <input type="checkbox"/> 給水装置分岐承諾書 (連合管所有者・使用者) <input type="checkbox"/> 給水装置工事同意書 (自治会長) <input type="checkbox"/> 用水路使用承諾書 <input type="checkbox"/> 給水装置所有権移転届 <input type="checkbox"/> 道路占用許可書 <input type="checkbox"/> その他				
この申請の給水装置工事については、山陽小野田市の条例、規 程、「給水装置等の設計施工事務取扱要領」を遵守し、誠実に施 行します。 なお、検査日より2年以内に施行部分が、かさに起因して破損 したときは、無償で修理いたします。					道 路 占 用 許 可 書 等		種 別 国・県・市道・他 () 許可日 年 月 日 許可No. 号				
主任技術者 氏名 免 状 交 付 番 号 () 連 絡 先 電 話 () 配管技能者 氏名					加 入 金		口径 × 件数 × 加入金 mm× 件×加入金額 = mm× 件×加入金額 = mm× 件×加入金額 = 領収額合計 (円) 受領済印				
審査 決 裁					給水装置工事見積額 (千円)		承 認 印				
					申請手数料 1,000円		受領済印				
					しゅん工検査年月日 年 月 日		検査立会人氏名				
					しゅん工 決 裁		検査官				

様式第2号(第12条関係)

付近の見取図及び使用材料



使 用 材 料

区分	名 称	型 式	数 量	単 位	区分	名 称	型 式	数 量	単 位
公 道 部 分					宅 地 内 部 分				

様式第3号(第12条関係)

申請配管図(平面図)					
水栓番号	第	号	工事場所	山陽小野田市	工事申請者
(縮尺 1/)					
メータ設置詳細図					

様式第4号(第12条関係)

申請配管図(立面図)

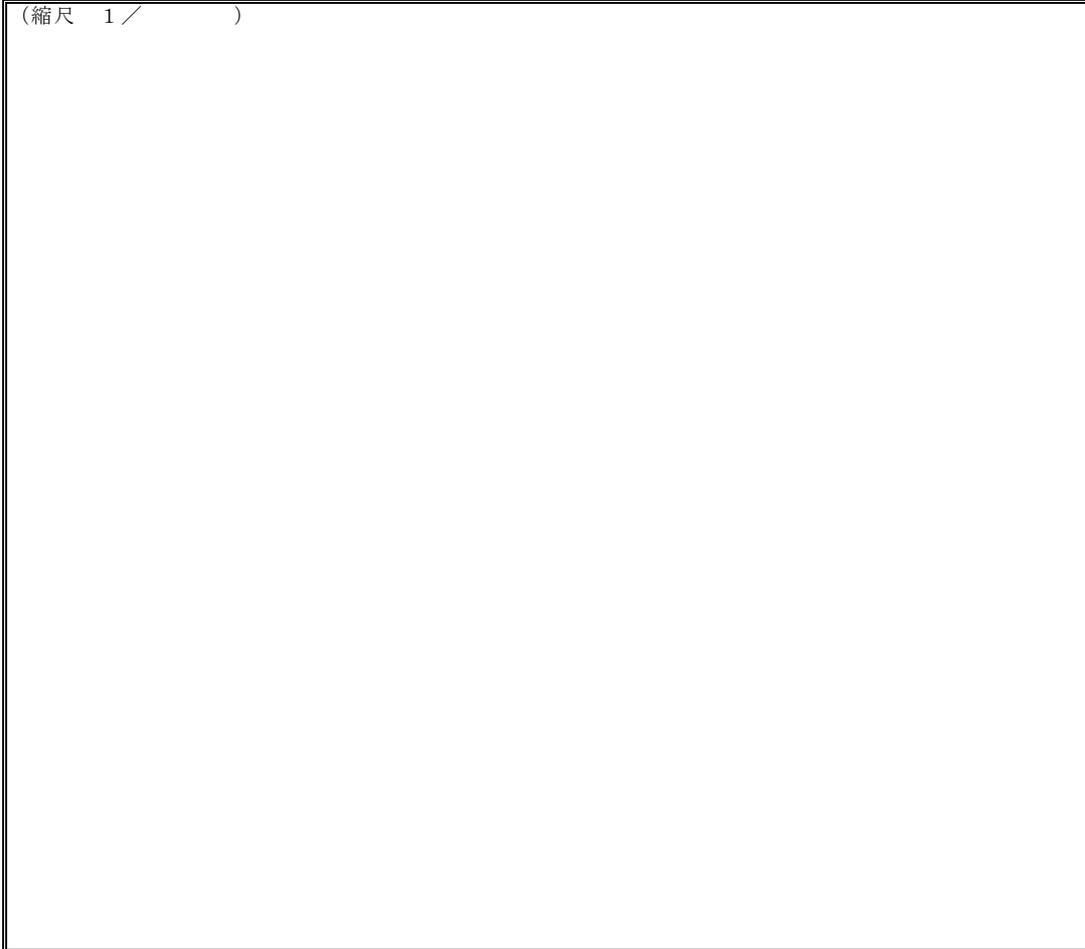
(縮尺 1/)

給水装置工事しゅん工検査申請書

給水装置完成配管図（平面図）

水栓番号	第	号	工事場所	山陽小野田市	工事申請者
------	---	---	------	--------	-------

(縮尺 1/)



メータ設置詳細図



年 月 日

山陽小野田市給水条例第6条第2項の規定により
検査を申請いたします。

主任技術者
氏 名

完 成 年 月 日 確認

指定給水装置工事事業者

自主検査 年 月 日 確認

様式第6号(第18条関係)

給水装置完成配管図 (立面図)

(縮尺 1/)

様式第7号(第20条関係)

給水届出書(新設・再開・変更)

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出日 年 月 日

検針地区	検針順路	ゼンリン	
台帳番号	受付番号	受付日	年 月 日
使用場所 方書			
前使用者名			
ふりがな			
新使用者名	電話番号() -		
収納区分	1. 納付制	2. 口座	通知書 領収書
			要・否 要・否
送付先	住所		
	方書		
	氏名		
	郵便番号	電話番号() -	
給水装置 の所有者 又は管理人	住所	用途区分	変更前 一般用 臨時用 船舶用
	氏名		変更後 一般用 臨時用 船舶用
	電話番号	() -	
メーター番号	取付時指針	中止時指針	
メーターメーカー	口径	検定	位置
水栓番号			

開栓予定日	年 月 日		
	AM PM		
異動事由	01 新設	09	メーター交換
	02 使用	10	メーター撤去
	03 再開	11	名義変更
	04 水栓修正	12	口座変更
	05 使用者修正	13	支払方法変更
	06 停水解除	14	口径変更
	07 廃止	15	用途変更
	08 メーター取付	16	その他
備考			

様式第8号(第20条関係)

給水届出書(中止・休止・廃止)

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出日 年 月 日

検針地区	検針順路	センリン
台帳番号	受付番号	受付日 年 月 日
使用場所	方書	
使用者名	電話番号() -	
収納区分	銀行コード	科目コード 口座番号
転居先住所	電話番号() -	
送付先	住所	
	方書	
	氏名	
	郵便番号	電話番号() -

給水装置の所有者又は管理人	住所	
	氏名	
	電話番号	() -

メーター番号	口径	用途
メーターメーカー	検定	位置
今回検針日	今回指針	今回水量
前回検針日	前回指針	前回水量

当期・過期分
測定増減 有・無

使用開始日	年 月 日
転居日	年 月 日 AM PM
精算方法	1. 現地精算 (AM. / PM.)
	2. 口座振替
	3. 転居先送付
	4. その他

備考

給水装置代理人（変更）届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人

住 所

氏 名

連絡先 (- -)

山陽小野田市水道事業給水条例第14条の規定により、下記のとおりお届けします。

記

使用番号		水栓番号	
給水装置所在地			
給水装置の種類	専用	連用	共用 私設消火栓
給水装置所有者			
代理人選定 (変更)年月日	年 月 日		
代理人選定 (変更)理由			
新代理人	ふりがな		
	氏名	TEL(- -)	
	住所		
旧代理人	ふりがな		
	氏名	TEL(- -)	
	住所		
給水装置使用者	ふりがな		
	氏名	TEL(- -)	
	住所		

給水装置管理人（変更）届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 へ

届出人

住所

氏名

連絡先（ - - ）

山陽小野田市水道事業給水条例第15条の規定により、下記のとおりお届けします。

記

使用者番号		水栓番号	
給水装置所在地			
給水装置の種類	専用	連用	共用 私設消火栓
給水装置所有者			
管理人選定 （変更）年月日	年 月 日		
管理人選定 （変更）理由			
新 管 理 人	ふりがな		
	氏 名	TEL（ - - ）	
	住 所		
旧 管 理 人	ふりがな		
	氏 名	TEL（ - - ）	
	住 所		
給水装置使用者 （代表者）	ふりがな		
	氏 名	TEL（ - - ）	
	住 所		

給水装置所有権移転届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人 住 所

氏 名

連絡先 (- -)

山陽小野田市水道事業給水条例第24条第2項第2号の規定により、下記のとおりお届けします。

記

使用 者 番 号		水 栓 番 号	
給水装置所在地			
給水装置の種類	専用	連用	共用 私設消火栓
所有権移転年月日	年 月 日		
所有権移転理由			
新 所 有 者 (譲 受 人)	ふりがな		
	氏 名	TEL (- -)	
	住 所		
旧 所 有 者 (譲 渡 人)	ふりがな		
	氏 名	TEL (- -)	
	住 所		
土 地 所 有 者	ふりがな		
	氏 名	TEL (- -)	
	住 所		
家 屋 所 有 者	ふりがな		
	氏 名	TEL (- -)	
	住 所		
分岐給水管所有者	ふりがな		
	氏 名	TEL (- -)	
	住 所		
備 考	水栓番号43700（付付標識前のみ・給水管見込みのみ）の給水管部分の所有権移転。新水栓番号437008に取り換える。		

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人 住 所

氏 名

連絡先 (- -)

山陽小野田市水道事業給水条例第25条の規定により、下記のとおりお届けします。

記

目 的	消 防 消防演習	予定使用水量	m ³	
日 時	年 月 日		時 分から	時 分まで
設 置 場 所	付 近 第 号			
種 類	地下式 地上式 その他	区 別	公設 私設	
口 径	mm	備 考		

立 会 報 告 書				
日 時	年 月 日		時 分から	時 分まで
立 会 員	職氏名	Ⓜ		
設 置 区 別	公設 私設	水 道 料 金	有料 無料	
備 考				

検 査 請 求 書

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

請求者

住 所

氏 名

連絡先 (- -)

下記のとおり検査の請求をいたします。

記

使用 者 番 号		水 栓 番 号	
給水装置所在地			
給水装置の種類	専用	連用	共用 私設消火栓
給水装置所有者			
水 道 使 用 者 (管 理 人)	ふりがな		
	氏 名	TEL(- -)	
	住 所		
メ ー タ ー 口 径	mm	検 査 事 項	メーター 水質 その他
検 査 (試 験) 請 求 理 由			
		
		

検査結果通知書

年 月 日

様

山陽小野田市水道事業管理者



下記のとおり検査の結果について、通知いたします。

記

使用者番号		水栓番号	
給水装置所在地			
給水装置の種類	専用	連用	共用 私設消火栓
メーター口径	mm	検査事項	メーター 水質 その他
検査日時	年	月	日 時 分
検査職員氏名			
検査（試験） 結果			
		

様式第15の2号(第33条関係)

使用水量通知書(インボイス対応用)

様

台帳番号	使用者名		
水栓所在地			
メーター番号	用途	口径	検針員

使用年月	
前回検針日	今回検針日

	水道		
使用水量	m ³		m ³
料金・使用料	※消費税 %対象		※消費税 %対象
	円		円
(内消費税額)	(円)	(円)	(円)
合計金額			円
(内消費税額)	(円)		(円)

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長
<登録番号>T5800020000183



【お問い合わせ先】

山陽小野田市水道局
TEL (0836) 83—5725

山陽小野田市役所下水道課
TEL (0836) 82—1164

この帳票は仕入税額控除にかかる資料(インボイス)としてご使用いただけます。

様式第18号(第41条関係)

水道料金・下水道使用料 納入通知書

使用場所及び使用者名

年度

様

台帳番号				
使用月				
用途 口径				
	水 道			
使用水量	m ³		m ³	
料金・使用料	※消費税	%対象	※消費税	%対象
(内消費税額)	()	()
円	円	円	円	円
合計金額	円			
(内消費税額)	(円)			

振替日

発行日

上記振替日に合計金額を口座より振替えます。

山陽小野田市水道事業管理者



様式第19号(第42条関係)

水道料金・下水道使用料 口座振替済通知書

使用場所及び使用者名

年度

様

台帳番号				
使用月				
用途 口径				
	水道			
使用水量	m ³		m ³	
料金・使用料	※消費税	%対象	※消費税	%対象
(内消費税額)	()	()
合計金額				円
(内消費税額)	(円)

振替(済)日

発行日

上記の金額が、口座から振替になりましたので
お知らせします。

山陽小野田市水道局企業出納員



加入金・手数料減免申請書

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 へ

届出人

住 所

氏 名

山陽小野田市水道事業給水条例第 37 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

給水装置の設置場所	山陽小野田市		
給水装置の所有者	住 所		
	氏 名		
	電話番号	()	—
減 免 申 請 対 象	加入金・手数料	メーターの口径	mm
減免申請の理由			

給水装置支管分岐承諾書

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者

住所

氏名

下記のとおり、支管分岐の承諾を受けましたのでお届けします。

また、本件に関する紛議一切につきましては、当事者間で解決することを誓約します

記

私の所有する給水装置から申請者が支管分岐することを承諾します。

分岐を承諾する

給水装置

水栓番号 第

号

給水装置

住所

所有者又は管理者

氏名

(印)

年 月 日

給水装置支管分岐承諾書

(連 用 管 分 岐 用)

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申 請 者

住 所

氏 名

下記のとおり支管分岐の承諾を受けましたのでお届けします。

また、本件に関する紛議一切につきましては、当事者間で解決することを誓約します。

記

私たちが共同 (所有・使用) する連用給水装置から申請者が支管分岐することを承諾します。

分岐を承諾する

給 水 装 置

水栓番号 第

号

給 水 装 置

住 所

所有者又は管理人

氏 名

(印)

連用管使用者（代表所有者又は管理人の自署・記名、押印があるときは不要）			
住 所		住 所	
氏 名	(印)	氏 名	(印)
住 所		住 所	
氏 名	(印)	氏 名	(印)
住 所		住 所	
氏 名	(印)	氏 名	(印)
住 所		住 所	

年 月 日

土地使用承諾書

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者
住所
氏名

下記のとおり、土地使用承諾を受けましたので、届け出ます。
また、本件に関する紛議一切につきましては、当事者間で解決することを誓約します。

記

私の所有する土地に申請者の給水装置を埋設することを承諾します。

土地の表示 山陽小野田市 ()

土地所有者 住所
氏名 (印)

土地所有者 住所
氏名 (印)

年 月 日

給水装置工事申請取下願

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者

住所

氏名

年 月 日に承諾を受けた給水装置工事申請書を下記の理由により取り下げます。

記

1 承認番号 年 月 日付（承認第 号）

2 取下げの理由 -----

様式第1号（第12条関係）
様式第2号（第12条関係）
様式第3号（第12条関係）
様式第4号（第12条関係）
様式第5号（第18条関係）
様式第6号（第18条関係）
様式第7号（第20条関係）
様式第8号（第20条関係）
様式第9号（第22条関係）
様式第10号（第23条関係）
様式第11号（第24条関係）
様式第12号（第25条関係）
様式第13号（第30条関係）
様式第14号（第30条関係）
様式第15号（第31条関係）
様式第15の2号（第33条関係）
様式第16号（第41条、第42条関係）
様式第17号（第41条、第42条関係）
様式第18号（第41条関係）
様式第19号（第42条関係）
様式第20号（第44条関係）
様式第21号（第14条関係）
様式第21号の2（第14条関係）
様式第22号（第14条関係）
様式第23号（第15条関係）
様式第24号（第18条関係）